

防火製品（消火器や住宅用火災警報器等）を電話や訪問で売りつけたり、場合によっては、販売や点検名目で家の中に上り込む等、不適正販売が道内で相次いでいます。

「消防署から来た」と身分を偽るケースや「息子さんに頼まれた」など親族が契約したように偽るケースなど様々な手段を使って、言葉巧みに契約書にサインを求め作業終了後等に高額な代金を請求するというものです。

このような被害にあわないためにも不審に思う電話や訪問があった場合は相手の身分と用件をしっかりと確認し、決してその場で契約せず、消防署や親族等に必ず確認してください。

～トラブル防止のポイント5点～

- ①社員証・消防設備士免状などの身分証明書の提示を求め、契約業者であるか確認する。
その際、氏名・住所・連絡先を確認（メモ等）しておく。
- ②契約業者がある場合、契約業者に連絡し、点検実施の有無を確認する。
- ③契約書など書類に安易にサインや押印はせず、必ず記載内容をよく確認する。
- ④契約の担当者以外は、契約書にサインや押印はせず、強引な場合でもはっきり断る。
- ⑤従業員などに消火器（消防用設備等）の点検実施日を周知しておく。

消防署員の訪問について

消防署員が防火製品を販売することはありません。

回覧板や行政端末で広報した上で火災予防運動期間中や調査業務のため訪問することがありますが、広報せずに訪問することや了解を得ずに室内を見回ることはありません。

また、訪問する署員は身分証明書・立入検査証を携行していますので提示を求めてください。



住宅用火災警報器の設置、点検をしましょう！

近年、住宅用火災警報器の電池切れや未設置の世帯が多く見受けられます。2006年6月に消防法の改正により義務設置となっていますので必ず取り付けましょう。また、設置から10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなくなることが考えられるため、電池の交換や本体の交換を推奨しています。万が一火災が発生した際に逃げ遅れを防ぐためには大変有効ですので今一度、点検と設置について見直しましょう。



2020年 全出動件数

火災件数	1 件
救急出動件数	149 件
搬送人員	139 人
警戒出動件数	4 件
救助出動件数	0 件
特命出動	0 件
その他の出動件数	8 件

救急出動事故種別件数	搬送人員
交通	6 件 / 5 人
労働災害	1 件 / 1 人
運動競技	1 件 / 1 人
一般負傷	14 件 / 13 人
急病	67 件 / 63 人
転院搬送	55 件 / 55 人
その他	5 件 / 1 人
合計	149 件 / 139 人



■ お問い合わせ
下川消防署
☎・☆4-2119